

川内川水防災意識社会再構築協議会（仮称）規約（案）

（名称）

第１条 この会議は、川内川水防災意識再構築協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条 協議会は、甚大な被害をもたらした平成１８年洪水を受け、川内川流域一体で様々な取り組みを行ってきたことや、近年、各地で頻発している洪水被害等を踏まえ、河川管理者、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、かつ計画的に推進することにより、川内川において氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の構成）

第３条 協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。

- ２ 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- ３ 事務局は、第１項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会）

第４条 協議会に幹事会を置く。

- ２ 幹事会は、別表２の職にある者をもって構成する。
- ３ 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- ４ 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- ５ 事務局は、第２項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表２の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第５条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び川内川水害に強い地域づくりを実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナー

や堤防の共同点検等を実施、情報の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため事務局を置く。

2 事務局は九州地方整備局川内川河川事務所調査課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年 月 日から施行する。

気象庁 鹿児島地方気象台長

気象庁 宮崎地方気象台長

鹿児島県 土木部長

鹿児島県 危機管理局長

宮崎県 河川課長

宮崎県 危機管理局長

薩摩川内市長

さつま町長

伊佐市長

湧水町長

えびの市長

九州地方整備局 川内川河川事務所長

九州地方整備局 鶴田ダム管理所長

気象庁 鹿児島地方気象台 防災管理官
気象庁 宮崎地方気象台 防災管理官
鹿児島県 土木部 河川課長
鹿児島県 危機管理局 危機管理防災課長
鹿児島県 北薩地域振興局 建設部 河川港湾課長
鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設部 河川港湾課長
宮崎県 県土整備部 河川課課長補佐
宮崎県 危機管理局 危機管理課課長補佐
宮崎県 小林土木事務所 河川砂防課長
薩摩川内市 建設部長
薩摩川内市 危機管理監
さつま町 建設課長
さつま町 危機管理監
伊佐市 建設課長
伊佐市 総務課長
湧水町 建設課長
湧水町 総務課長
えびの市 建設課長
えびの市 基地・防災対策課長
九州地方整備局 川内川河川事務所 副所長
九州地方整備局 鶴田ダム管理所 専門官